

# 無線設備規則

規則

## 2017年 第1回 一部改正

2017年 6月 1日 規則 第24号

2017年 1月 30日 技術委員会 審議

2017年 2月 20日 理事会 承認

2017年 5月 9日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2017年6月1日 規則 第24号  
無線設備規則の一部を改正する規則

「無線設備規則」の一部を次のように改正する。

## 1章 総則

### 1.1 一般

1.1.5 を次のように改める。

#### 1.1.5 用語及び定義\*

この規則における用語の定義は、次の~~(1)から(18)~~によるように定める。

~~((1)から(18)は省略)~~

(19) 「検査基準日」とは、船級証書の有効期間の満了日に相当する毎年の日をいい、船級証書の有効期間の満了日を除く。

## 2章 検査

### 2.1 一般

#### 2.1.2 検査の実施及び時期\*

-2.を次のように改める。

##### -2. 年次検査

年次検査は、検査基準日~~(船級証書の有効期間の満了日に相当する毎年の日をいい、船級証書の有効期間の満了日を除く)~~の前後3ヶ月以内に行う。ただし、国際航海に従事しない船舶の年次検査は行わない。

## 附 則

1. この規則は、2017年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

---

# 無線設備規則検査要領

要  
領

2017年 第1回 一部改正

2017年 6月 1日 達 第23号

2017年 1月 30日 技術委員会 審議

2017年6月1日 達 第23号  
無線設備規則検査要領の一部を改正する達

「無線設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## 2章 検査

### 2.2 検査の準備その他

#### 2.5.1 年次検査、中間検査及び定期検査

-1.を次のように改める。

- 1. 規則 2.5.1-2.において、次の(1)及び(2)に掲げる事項について確認する。
  - (1) 規則 2.5.1-2.(1)及び(2)に規定する書類の内容が適切であること。
  - (2) 検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く）が、無線局検査省略願いに規則 2.5.1-2.(1)及び(2)に規定する書類を添付し地方総合通信局長へ提出することにより、電波法に基づく無線局検査の省略手続きが遅滞なく終了されるものとして作成されていること。
  - (3) 衛星系位置指示無線標識に対し、適正な年次試験が次の(a)又は(b)に掲げる時期に実施されていること。
    - (a) 年次検査又は中間検査の場合、直近の検査基準日の前後3ヶ月以内（ただし、当該年次検査又は中間検査が完了する日を超えないこと）
    - (b) 定期検査の場合、船級証書の有効期限の満了日の3ヶ月前から当該期間の満了日迄の日（ただし、当該定期検査が完了する日を超えないこと）
- 2. 規則 2.5.1-2.において、-1.(3)に掲げる事項の確認ができない場合は、本会の適当と認めるところによる
- ~~23.~~ 規則 2.5.1-2.(2)に規定する無線設備等の検査実施報告書は、地方総合通信局長へ提出されるものをいう。

### 附 則

1. この達は、2017年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。